

東郷町高速通信環境整備業務仕様書

1 目的

本業務は、都市近郊の住宅都市である本町において、「新しい生活様式」を始めとした時代の変化に合わせた良好な住環境、働く環境を実現するためのICTを活用した基盤として、誰もがいつでも安心して利用できるよう、無線LANを利用した高速インターネット通信環境（以下「公衆無線LAN」という。）を、町の公共施設等に整備もので、住民サービスの向上を図るとともに、災害時においても情報通信端末等を利用できる環境を構築することを目的とする。

2 構築期間及び利用期間

構築期間：契約締結日の翌日から令和3年10月29日まで

利用期間：令和3年11月1日から令和4年3月31日まで

3 整備場所

別紙1「東郷町公衆無線LAN環境整備業務対象箇所一覧」

別紙2「整備対象箇所における想定エリア（図面）」

4 公衆無線LANの整備

- (1) 整備対象エリア周辺の環境や特性に応じ、有効伝達距離、同時接続数及び電波干渉への対応等を考慮したアクセスポイント（以下「AP」という。）及びそれに附属する機器を選定すること。
- (2) 設置の際、風水やいたずら防止などのために取付器具等が必要な場合は、受注者で用意し設置すること。
- (3) APの設置及びそれに付随する設備等の工事に際して、受注者が第三者に損害を及ぼした場合は、受注者の責任において賠償を行うこと。
- (4) 工事日程や詳細なAP設置場所を決定する際に各施設管理者等と十分協議すること。
- (5) すべてのAP設置後に接続テストを実施すること。
- (6) APについては、次の機能を満たすこと。
 - ア 規格はIEEE802.11 a/b/g/n/ac以上に対応すること。
 - イ 周波数は2.4GHz帯及び5GHz帯に対応すること。
 - ウ 暗号化方式は最適な暗号化方式を提案し設定すること。
 - エ 「プライバシーセパレータ機能」や「ネットワーク分離機能」等の機能を有すること。
 - オ 設置場所の電波状況を確認し、他の電波に干渉しないよう周波数の自動調整が可能なこと。

- (7) バックボーン回線は、利用者が滞りなく利用できるよう、設置する箇所の状況に応じ、最適なものを選択すること。また、本業務に使用する回線は新たに設置箇所ごとに敷設し、設置場所の既設回線を使用することなく独立したネットワークを設けること。

5 公衆無線LANサービスの要件

- (1) 公衆無線LANサービスの提供時間及び利用者1回あたりの利用時間を制限できること。
- (2) 災害時等には、認証手続や接続時間等の制限を解除し、利用者が迅速かつ簡易に利用できる環境に変更できるものであること。その際に本町の作業が発生しないこと。（災害用統一SSID「00000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン）を利用できることが望ましい。）
- (3) SSIDは独自に設定できること。名称は本町と協議のうえ決定すること。
- (4) 24時間365日、滞りなく公衆無線LANサービスの提供が行えること。
- (5) 公衆無線LANサービス接続時には、ポータルサイトを表示し、ポータルサイトにおいて利用規約の確認や本町で独自の情報発信を可能とすること。またポータルサイトのデザインは本町との協議により決定すること。

6 利用開始手続（認証等）

利用者がSSID選択からインターネットに接続するまでの流れは、次の点に留意し設計すること。

- (1) 誰でも簡易に利用開始手続が行えること。
- (2) 認証画面及び利用規約は多言語に対応していること。
- (3) 電話番号やメール、SNSアカウントを利用し、パソコンやスマートフォン等の様々な機器において認証可能なものとする。

7 セキュリティ対策

(1) 個人情報の保護

取得した個人情報及び通信履歴等は、個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、その他関係法令に基づき、適切に取り扱うこと。

(2) 利用者の被害防止

ア 公衆無線LANとして運用するため、不正アクセスの防止等十分なセキュリティを確保すること。

イ 可能な限り、個人情報等送信時に警告を表示させること。

ウ 「ネットワーク分離機能」や「プライバシーセパレータ機能」等の設定を行うこと。

(3) アクセスログの保存

警察等公的な機関から犯罪捜査のため、一定期間アクセスログ提供の依頼が

あった場合は、必要に応じて迅速に対応できるよう準備しておくことが望ましい。

- (4) 設置する機器について、第三者により安易に機器の操作や移設、設定の変更ができないよう対策を施すこと。

8 運用保守

- (1) 機器設置及び接続方法等の問い合わせや不具合等公衆無線LAN サービスの保守・運用について WEB、遠隔監視あるいは電話等により、受託者が責任をもって対応すること。また、機器の故障等が発生した場合は速やかに対応・処理を行うこと。
- (2) 受託者はサービスの有効性を検証するため、稼働状況について毎月報告を行うこと。

9 成果物

- (1) ネットワーク詳細設計書（紙 2 部、データ 1 式）
- (2) ネットワーク構成図（紙 2 部、データ 1 式）
- (3) 設置機器等の配置及び配線図（紙 2 部、データ 1 式）
- (4) 機器等の設置状況の写真（設置前後）（データ 1 式）
- (5) 接続テスト結果報告書（紙 2 部、データ 1 式）
- (6) 管理者向け、サービス利用者向けマニュアル（データ 1 式）

10 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、本町と十分協議の上、決定すること。
- (3) 仕様書の内容について、本町の指示又は設備上重大な問題が生じる恐れがある場合は、協議の上変更可能とする。
- (4) 本業務の履行において、官公庁等に申請が必要な場合は、受注者がこれを代行すること。